

独立行政法人国立大学財務・経営センター
が達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成19年3月29日
文 部 科 学 省

（序文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

（前文）

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究の発展のためには、その基盤となる教育研究環境の整備充実が不可欠であり、そのための財源の多様化と安定的な財源確保を図ることが重要である。

また、国立大学法人等の財務及び経営の改善のためには、国立大学法人等にふさわしい経営システム・手法の開発、個別法人に対する助言相談活動等も重要不可欠なものである。

このため、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の貸付け及び交付、国立大学法人等の財務経営に関する調査、研究、研修、助言等の事業を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため、センターの中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

センターが実施する業務は、国立大学法人等の教育研究の振興に資することを目的としており、長期的視点に立って推進すべきものであることから、中期目標期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

- 1 業務の精査等により、効率的かつ円滑な業務運営を図るとともに、経費の効率的執行を推進する。
- 2 運営費交付金を充当して行う業務について既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。また、受益者負担の範囲内で行われる大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。

業務の効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、

事業の継続性に十分留意する。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

世界に通用する国立大学法人等として発展を図る上で、その基盤である施設等の教育研究環境の充実は極めて重要であり、また、これらと教育研究は有機的連携を持って初めて大学等として持つ本来の機能が発揮できる。

今後とも、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することができるよう、財産管理等に関する協力・助言を行う。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

- ① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達に努めることとする。

なお、貸付事業に係る債権について確実に回収を行う。

- ② 施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

3 寄附金の受入れ及び配分

国立大学法人等の奨学を目的とする寄附金で、特定の国立大学法人等に係るもの

外の寄附金の受入れを行い、寄附目的に則して国立大学法人等に適切に配分を行う。

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、高等教育に係る財政について調査研究を行うとともに、国立大学法人等のマネージメント・システムとその運用に関する調査研究、国立大学法人等の財務・経営に関する資料の収集分析を実施する。

また、研究の実施により生じた成果については、国立大学法人等へ広く普及を図る。

5 財務・経営に関する研修及び情報提供等

国立大学法人等は、法人化を契機に、財務システムの弾力化が図られ、自主性・自律性の下、自らの経営責任が問われるとともに、財務・経営などに関する透明性の確保、社会への積極的な情報提供など国民に対する説明責任が生じることから、財務・経営の改善に資するための支援事業を次のとおり実施する。

なお、支援事業の実施に際しては、国立大学法人等が求めるニーズを的確に把握し、企画を行う。

- ① 社団法人国立大学協会との連携の下に、法人の役職員等のマネージメント能力と専門性の涵養、向上に努めるため、役職員等を対象としたセミナー・研修を積極的に行う。

なお、本セミナー・研修は、平成19年度以降は実施しない。

- ② 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、刊行物、説明会・シンポジウム、講演会などを通してマネージメントに関する情報提供を積極的に行う。
- ③ 国立大学法人等に対する財務・経営に関し協力・助言を行う。
- ④ 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の学外での展開に資するため、センターが管理する大学共同利用施設の有効利用に努める。
- ⑤ 国立大学法人が行う財務・経営の改善並びに国及びセンターが行う国立大学法人支援業務に必要な財務データの収集・分析のためのデータベース（国立大学法人財務・経営情報提供システム）を、国立大学法人の協力を得て構築する。

6 国から承継される財産等の処理

- ① 国から承継される旧国立学校設置法第九条の五第一号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を

定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。

- ② 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

IV 財務内容の改善に関する事項

- 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

V その他業務運営に関する重要事項

国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。